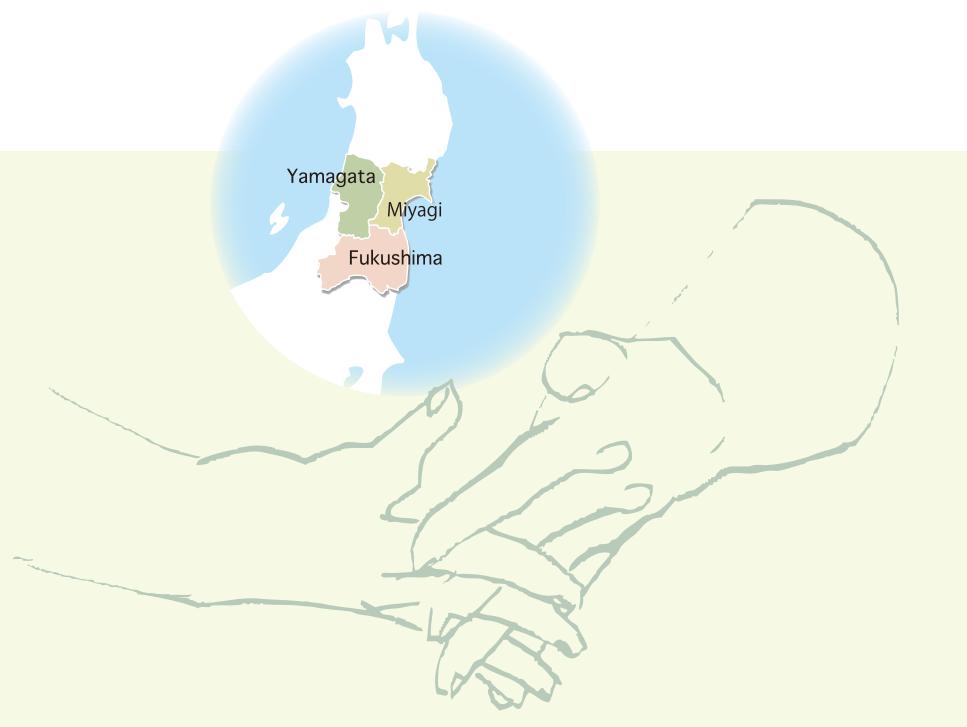


面倒そうだけれど、一緒にやれば、きっとできる！ 実践マニュアル「認定 NPOへの道」



特定非営利活動法人
**市民公益活動
パートナーズ**



はじめに

—私たちが認定 NPO 法人取得を目指すワケと、その道のり

私たち市民公益活動パートナーズは、2011年2月に法人登記を行い、福島県と県境を越えて隣り合う地域で、さまざまなNPO活動に取り組む方々や団体が地域を超えて支え合いながら、自立・自律の心意気をもって活動できる市民社会の実現を目指して、中間支援活動を行っています。

2011年3月に発生した東日本大震災及び原発事故の復興支援活動に、多くの市民活動団体が関わり、福島県内のNPO法人申請件数をみても、平成22年度と比べ、平成23年度～25年度には約1.5～2倍に急増しました。さらに、一般社団法人など多くの公益的な活動を行う団体が設立されたり、もともと地元で地域活動を行っている草の根的な市民活動団体なども加わったりしながら、多様な復興支援や地域再生活動が行われています。そういう中で、こうしたNPOや復興支援団体を長期にわたって支えることが出来る中間支援組織になることが今、肝要であると考えました。

そこで、私たちの活動に対してより多くの市民の方々に賛同と協力を得るために、その第一歩として、「仮認定NPO法人」を取得することから取り組むことにしました。そして段階的に組織基盤強化や寄付商品の開発を図りながら、3年後の2017年までに認定NPO法人取得を考えています。

そのために、2013年11月からNPO法人新潟NPO協会にアドバイザーをお願いし、役員が中心となった組織内の勉強会(隔月4回)を行うとともに、「認定NPOゼミナール」(3コース・各3回/3月～6月の3ヶ月間)を開催することで、私たちと同じように認定NPO法人を目指すNPO法人と共に、学びを深めてきました。

申請の実務としては、2014年1月から仮認定NPO法人取得に向けて、福島県文化振興課への相談を重ねつつ、2月には仮認定の申請書類を提出したところです。

これまで、県とやり取りした相談や私たちの勉強会、認定NPOゼミナールなどの学びの場を通して体得した“認定NPO法人への道のり”を、実践マニュアルの第1弾としてまとめました。

私たちの取組みは、まだ道半ばです。このマニュアルは、これからもさまざまなノウハウや情報を付加しながら充実させていきますので、みなさまの“鋭い突っ込み”をお待ちしています。仮認定の申請から本認定の取得まで、分かりやすく、かつ実務の参考になるマニュアルをご一緒に創っていければと、切に願っています。

2014年6月30日
NPO法人市民公益活動パートナーズ 代表理事 古山 郁

この『実践マニュアル「認定NPOへの道」』は、国際NGOワールド・ビジョン・ジャパンと日本NPOセンターが行う「市民活動団体(NPO)育成・強化プロジェクト」の支援を受けて作成しています

INDEX (目次)

第1章 「認定NPO法人」とは？

「認定をとる」といった時、直ぐに思い浮かべることは何ですか？	4p
認定NPO法人取得には、2つのアプローチがあります	5p
認定NPO法人の4つの特典を覚えておきましょう	6p
認定NPO法人になるための基準は8つ。してみましょう	8p
「認定」の効果を、パートナーズはこう考えます	12p
「認定」の盲点を、パートナーズはこう捉えています	13p

第2章 認定NPO申請の手続と準備

認定までの流れ	14p
何のために「認定」取得を目指すのか？—明快な理念をつくることから始めよう！	16p
寄付商品をつくろう！—理念に裏付けられたコンセプトは、強い！	20p
寄付商品のための資金計画—寄付集めをより明確に、円滑にするために	24p
顧客リストをフル活用しよう！	28p
PRのヒント	29p

第3章 いざ！チャレンジ

認定申請書類の実際	30p
申請書類作成のポイントあれこれ	56p
最後に	58p

この本の使い方

- 見開き2ページ単位でご覧ください。項目が見開き毎に完結することを基本に構成しています。
- 本書ではヒントやメモなどを出来るだけ掲載し、解説の効果を図っています。
- 本書では、福島県の認定NPO法人申請窓口である県文化振興課とのやり取りや対応にも触れていていますが、団体の状況によって必ずしも同じではありません。みなさんも積極的に「事前相談」から始めてみてください。
- 第2章で紹介するワークショップは、新潟NPO協会とまちづくり学校の実践例です。ファシリテーターなどと相談し、みなさんの組織体制や課題の抽出に即したWSを行うことをお勧めします。

「認定をとる」といった時、直ぐに思い浮かべることは何ですか？

「寄付する人が税金を優遇される制度」がメインですから、取得することによって寄付が増えるかもしれません。今まで知らなかつた人々が寄付をしてくださるかもしれません。それは、NPO にとってとても使い勝手のいい自主財源を増やす大きなチャンスになるでしょう。

でも、その前に、何のために「認定」をとろうとしているか、組織全体で共有し、納得することからその一歩を踏み出すことが、とても大切です。

第2章では、組織全体で取り組むための提案をしていますので、併せてご覧ください。 第2章 14p →

■ 認定 NPO 法人制度の要点を、簡単にあげてみましょう。

1. 税制の優遇措置制度であること
2. 事業・活動に公益性を有していることが必要であること
3. 法令を順守した組織運営が行われていること

では、これを誰が市民に向かって証明してくれるのでしょうか。「認定 NPO 法人」は所轄庁が「認定」※をするわけですから、いわば“お墨付き”を得られていることになります。

申請書類の作成や所轄庁による「実地確認」を体験した私たちは、寄付の税制優遇処置よりも、社会的な信用のベースとなる活動実績を所轄庁が認めてくれたという点が、認定 NPO 法人取得の最大のメリットと捉えています。

one point

※NPO 法人の法人格の取得は「認証」です。NPO 法に則って作成された申請書類がただしく形式的に整っており、決められた手続きに従っていれば、基本的に所轄庁は法人設立を認めなければなりません。一方、認定 NPO 法人は「認定」です。所轄庁（福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課）が会計帳簿や契約書類等、さまざまな組織運営・事業実施を示す書類をチェックして、NPO 法人として公益性を持ち、かつ法令順守をしていると認めた法人に対して与えられます。

認定 NPO 法人取得には、2つのアプローチがあります



認定 NPO 法人申請には審査基準の一つであるパブリック・サポート・テスト (PST) のクリアが求められます。この PST では、「寄付」を物差しとして、申請する NPO 法人が幅広く多くの市民から支持を受けているかどうかを判定しています。PST を含めた 8 つの基準をクリアできそうならば、ストレートに「認定 NPO 法人」を目指すことができます。

一方、「寄付を直ぐにたくさん集めるのは難しそう」とか、「しばらくの間、寄付商品の開発や募集広報などを試してみよう」などと、段階を踏んだアプローチをすることができるのが「仮認定 NPO 法人」です。

認定 NPO 法人制度の正式名称は「認定特定非営利活動法人制度」

この制度は「運営組織及び事業が適正であって公益の増進に資する」と所轄庁（都道府県・政令市）から「認定」を受けた「NPO 法人」にさまざまな税制優遇を行い、NPO の活動を支援する制度です。以前は国税庁が認定機関でしたが、2012 年（平成 24 年）4 月に施行された改正 NPO 法（特定非営利活動促進法）により、制度が大幅に改正され、申請に取り組み易くなりました。

有効期間は認定日から 5 年間。全ての NPO 法人が申請することが出来ます。ただし、初回認定は、法人設立後 1 年を超えており、かつ実績判定期間が 2 事業年度必要です。

PST 免除で「仮認定」を取ろう

PST を絶対値基準でクリアしたいけれど、まだ寄付集めや寄付商品の準備に時間がかかりそう。そんな場合は「仮認定 NPO 制度」を活用しましょう。仮認定を取得したら、税制優遇措置を利用しながら、認定有効期間 3 年の間で本認定取得にチャレンジできるのです。

ただし、仮認定は 1 回限りです。設立後 5 年以内の NPO 法人が申請できる制度ですが、2015 年 3 月 31 日までは特例として、設立後 5 年を超えた法人も申請出来ることになっていました。

認定NPO法人の4つの特典を覚えておきましょう

**特典
1** 個人が認定NPO法人・仮認定NPO法人に寄付をした場合、寄付金控除が受けられます

国税（所得税）と地方税（個人住民税）あわせて、寄付金額の最大50%が税額から控除されます

one point

寄付者が確定申告を行う際に「寄付控除」を受けるためには

寄付を受けたNPO法人は、寄付者に対して、確定申告書に添付するために寄付金控除に関する事項を記載した「寄付金受領証明書」の交付を行わなければなりません。そのために、寄付者の氏名・住所は把握しておく必要があり、寄付者名簿の作成も求められます。

**特典
2** 法人が認定NPO法人・仮認定NPO法人に寄付をした場合、損金算入限度額の枠が拡大されます

一般の（認定ではない）NPO法人への寄付と比較して、損金算入ができる寄付金の限度額が高くなります。

one point

※NPO法人の法人格の取得は「認証」です。NPO法に則って作成された申請書類が正しく整ったおり、手続きをきちんと行えば、NPO法人になることができます。

一方、認定NPO法人は「認定」です。所轄庁（福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課）が会計帳簿や契約書類等、さまざまな組織運営・事業実施を示す書類をチェックして、NPO法人として公益性を持ち、かつ法令順守をしていると認めた法人に対して与えられます。

**特典
3** 相続人が認定NPO法人に寄付をした場合、寄付をした相続財産が非課税になります（仮認定NPO法人は該当しません）

金銭（現金）の場合と不動産（土地・建物等）などは扱いが異なります。

また遺贈や相続財産の寄付についても税制が複雑なので、税理士など専門家に相談することをお勧めします。

**特典
4** 認定NPO法人自身が法人税法上の収益事業を行った場合、「法人税の軽減措置」を利用できます（仮認定NPO法人は該当しません）

収益事業から得た利益を、本来事業の非収益事業に使った場合、この分を寄付金とみなし、一定の範囲で損金に算入できる制度です。結果、収益事業に係る法人税が軽減され、「みなし寄付金制度」と呼ばれています。

では、NPO法人にとって認定を獲得することには、どのようなメリットがあるのでしょう。概ね5つくらいに集約されるのではないでしょうか。

- 税制優遇をアピールできるので、継続的な寄付集めに取り組めること
- みなし寄付金制度を利用し、自団体の収益事業の法人税を軽減することができる
- 社会的信用が向上し、助成金や補助金の実施団体や協働相手として認められ易いこと
- 組織内に法令順守の意識が向上し、管理運営が適正に行われるようになること
- 閲覧書類や事業報告書等の適切な整備と、より積極的に情報公開に取り組むことにより、団体の透明性が図されること

この中でも、「法令順守」と「情報公開」とによって、市民社会により開かれたNPO法人となっていくことが最も重要なことだと、私たちは考えています。

認定NPO法人になるための基準は8つ。してみましょう

基準 1 パブリック・サポート・テスト（PST）をクリアしていること

いずれかを選びます

- (1) 実績判定期間（初回申請時の直近2事業年度）において、経常収入金額に占める寄付金等収入金額の割合が20%以上である【相対値基準】
- (2) 実績判定期間において、各事業年度中の寄付金の額が3,000円以上である寄付者が年平均100人以上いる【絶対値基準】

one point

※(3) 都道府県・市区町村から条例で個別指定を受けている という条件がありますが、現在、福島県には該当する条例がありませんので、(1)か(2)のいずれかを選びましょう

基準 2 共益的な活動がメインではないこと

実績判定期間において、総事業費に占める以下の活動への支出割合が合計50%未満であるかどうか調べます

- (1) 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供等
 - (2) 特定のグループや特定の地域などに便益が及ぶ活動
 - (3) 特定の人物や著作物に関する普及啓発等の活動
 - (4) 特定の者の意に反した活動
- 合計50%未満である

one point

★一般的NPO法人よりも高い公益性を求められる認定NPO法人は、その活動対象が特定の人や地域に留まることなく、“広く開かれている”ことが求められています。そのため、共益的活動等の受益者（サービスの受け取り手）が特定の者でないか、サービスや事業が“閉じられている”ものでないかを、「支出」の割合で判定しています。つまり、「共益的活動等を行っている事業費の割合が、事業費全体の50%以上ではないこと」を確認します。

★会員対象の活動であっても、共益的活動にはあたらない事例について

- ①共益的活動であっても、無償または廉価の活動（無料か市場価格の1割程度までの対価、或いは最低賃金以下か実費程度の対価）
- ②有償の会員制サービスのうち、一定の条件を満たすもの（議決権を持たない、業務の遂行に関係しない、単なるサービスの利用者を「会員」と呼んでいる、利用したい人を制限しない）

★会員同士の助け合い活動や、会員登録制のサービス等、会員限定の活動全てが「共益的活動」にあたるわけではありませんし、行ってはならないということではありません。

★(3)の「特定の人物や著作物」とは会員の中に学識経験者や著述業の人があり、その著作物等の販売を行うような活動を指しています

基準 3 組織の管理運営などが適正であること

- (1) 役員の総数のうち、特定の役員及びその親族関係者等の占める割合が、1/3以下である
- (2) 役員の総数のうち、特定の法人の役員や従業員が占める割合が1/3以下である

one point

※「特定の法人の役員や従業員」とは、同じ法人の役員や従業員のことを指す
※役員とは、理事及び監事を指す

★高齢者福祉や子育て活動等の専門性の高い活動分野では、複数のNPO法人の役員や従業員を兼務しているケースが見受けられます。基準をクリアできそうにない場合には、例えば、定款に従って総会を開催し、役員総数の追加を諮るなど、対応する必要があります。

- (3) 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿等に記録し、保存している

one point

★複式簿記で帳簿を作成し会計業務を適正に行っていれば、青色申告を行っていることと同等の記録をしていることになります。

- (4) 各社員（NPO法人の正会員）の表決権が平等である

one point

★定款に定められているかどうかを、再確認してください

- (5) 支出した金銭について費途が不明なものや、帳簿等への虚偽の記載はない

one point

★NPO法人では、原則として「使途不明金」は認められていません。

認定NPO法人になるための基準は8つ。してみましょう

基準④ 事業活動について、一定の基準を満たしていること

- (1) 宗教活動及び政治活動、特定の政党・党候補者等への推薦・指示・反対等は行っていない

one point

★NPO法人設立時よりも厳しい審査基準となります。

- (2) 役員や社員、職員、寄付者に特別の利益を与えていない

- (3) 営利を目的とした事業を行う者や、政治・宗教活動を行う者、特定の公職の候補者に寄付を行ってはいない

one point

★認定NPO法人は、営利企業等への寄付は認められていません。

- (4) 実績判定期間において【特定非営利活動に係る事業費 ÷ 事業費の総額】の割合が80%以上である

- (5) 実績判定期間において【特定非営利活動の事業費に充てた額 ÷ 受入寄付金の総額】の割合が70%以上である

基準⑤ 情報公開が適切であること

- 認定申請書類について、一般の人から閲覧の請求があった場合、応ずることができる

基準⑥ 事業報告書などを所轄庁に提出していること

- 毎年度、事業報告書や活動計算書等を所轄庁（福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課）に提出している。

one point

★NPO法第29条「毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない」と定められています。さらに、「年度終了後3ヶ月以内」と提出期限内に提出していることが重視されますので、注意しましょう。

基準⑦ 法令違反がないこと

one point

★NPO法がしっかりと守られているか、定款通りに組織運営がなされているか、登記や税務など日々の業務を適正に行っているかなどが重視される基準です。普段からきちんと行われているかどうかが問われます。

- (1) 役法令に違反する事実はない（例えば、法人税・消費税・源泉所得税を適正に申告・送付しているとか、登記事項の手続きが遅れ過料処分を受けたなど）
- (2) 偽りや不正の行為によって利益を得た事実または得ようとした事実はない（手続きが遅れ過料処分を受けたなど）
- (3) その他にも公益に反する事実はない

基準⑧ 法人設立の日から1年を超えていること

- 申請書の提出日を含む事業年度の開始の日において、設立の日から1年を超える期間を経過している。（手続きが遅れ過料処分を受けたなど）

実績判定期間とは？

初回申請時には、「直近2事業年度」を「実績判定期間」と呼び、その過去の実績で認定の基準を満たすことが求められます。

また、更新の場合は「5事業年度」になります。この判定期間中、基準を満たし続けないと認定申請（更新）が出来ないので、日々の積み重ねが重要になります。

「認定」の効果を、パートナーズはこう考えます

認定 1

認定制度は、税制の優遇制度です

なので、複式簿記による適正な会計処理を行い、法人税や所得税などの各種税金が適切に納付されていることが認定の前提となります。このため、認定NPO法人となることは、所轄庁が会計処理や資金管理について会計諸帳簿や領収書等を実地確認した結果、適切であったことを認めた証となります。

誰にどんなメリット？

(1) 寄付者（個人）のメリット

寄付者が確定申告することで、寄付金控除（税金の還付）を受けることができます。

(2) 寄付者（法人）のメリット

損金算入限度額の枠が拡大されて、経費として処理できる寄付金の額が増えます。

(3) 寄付者（相続人）のメリット

認定NPO法人に寄付した相続財産の相続税が非課税になります。

(4) 認定NPO法人自身のメリット

認定NPO法人が税法上の収益事業を行った場合、「みなし寄付金」として法人税が軽減されます。

（NPO法上の「その他事業」と法人税法上の「収益事業」は、必ずしもイコールではありません。）

one point

★税制の優遇制度については、2014年6月現在の内容です。今後、優遇内容が変化することもありますので注意してください。

認定 2

法令を遵守して、情報を公開しなければなりません

なので、法人に義務づけられている様々な手続きを適切に処理して、情報公開をきちんと行っていく必要があります。

このため、情報公開により組織の透明性を高め、法令や定款に則って内部牽制が適正に機能する運営を行うことにより、市民社会の負託に応えることが可能となります。

one point

★主たる事務所だけではなく、従たる事務所にあっても閲覧用の簿冊の備え付けが必要です。

認定 3

実施する事業は、公益性を有していることが求められます

なので、役職員や会員、寄付者に対して特別な利益を与えることや、特定の政党・候補者等への支持や反対等を行うことが禁止されており、NPO法人の設立要件と比べても、認定の条件はより厳しい基準になっています。

このため、公益性のある事業をメインに実施しているNPO法人であることの傍証となります。

one point

★共益的な活動が出来ないわけではありませんが、総事業費に占める割合が50%未満でなければなりません。

「認定」の盲点を、パートナーズはこう捉えています

盲点 1

認定NPO法人になったからと言って、バラ色の未来ではありません

(1) 認定NPO法人の知名度は、まだそれほど高くないのが現実です

公益財団法人や公益社団法人とは異なり、認定NPO法人になったからと言って、地域社会やまわりの人々からの評価や信用が一気に上がるものではありません。ですから、黙っていても当然のように寄付金が集まるかもしれません。

(2) 活動に対する共感を育て、支援を増やす工夫が必要です

活動の意義や目的、事業の報告などを公表して、活動に対する共感が広がることによって、支援者の広がりが生まれます。ですから、寄付を集める目的がはっきりした寄付商品をつくる必要があります。

盲点 2

認定NPO法人になったからと言って、バラ色の未来ではありません

(1) 組織運営について、より厳しい基準をクリアしなければなりません。

NPO法人には、役員就任に際して「親族制限」規定がありますが、認定NPO法人となるためには「同一団体の制限」も併せて課せられます。従って役員総数のうち、特定の法人等の役員や従業員の占める割合は1/3以下でなければなりません。

(2) 事業活動についても、より厳しい基準が適用されます。

NPO法人は、主たる目的でなければ、政治活動や宗教活動を行うことも可能ですが、認定NPO法人は政治活動や宗教活動を一切行うことができません。ですから、寄付金についても、営利を目的とする事業を行う者（会社法人等）や政治・宗教活動を行う者（政党や宗教法人等）、公職に就こうとする特定の候補者等に対する寄付は認められていません。

盲点 3

認定NPOへの道は、日々の業務・事務処理の積み重ねです

法令に違反していないの中には、所轄庁への事業報告書等を期限内に提出するだけではなく、登記の遅れによる過料や講師謝金に対する源泉徴収の失念、領収書に貼付する印紙の漏れなど、様々な事務処理が含まれます。

ですから、事務処理上の疑問点は早めに解決し、適切な業務執行と資金管理を行うことが求められています。

one point

★企業などの会社法人等には、経費として計上することはできませんが、支出先や支出目的を明らかにしない「使途不明金」という会計の処理方法があります。

しかし、認定NPO法人では、より透明性の高い会計処理が求められるため「使途不明金」そのものが認められていません。